

令和3年4月

# 事業所税の手引

高松市

## 事業所税を申告される皆様へ

平素は高松市の税務行政に対して、深い御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

事業所税は、昭和50年に創設された目的税であり、都市環境の整備に充てるための財源の確保を目的としております。そのしくみは、行政サービスと企業の事業活動との間に受益関係のあることに着目し、その事業活動の規模に応じ課税することとなっております。

この「事業所税の手引」は、事業所税について基本的な内容を中心にまとめ、申告の際の手引書として作成しております。しかし、実際の申告にあたってはこの手引以外の事例や不明な点もあるかと思えます。その節はお手数ですが、下記までお問い合わせくださるようお願いいたします。

高松市役所 市民税課 法人係（事業所税担当）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2233

FAX 087-839-2230

注：この手引書は次の略語で表示しております。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・ 地方税法……………§     | ・ 高松市市税条例……………条      |
| ・ 地方税法施行令……………政  | ・ 高松市市税条例施行規則……………条規 |
| ・ 地方税法施行規則……………省 | ・ 地方税法取扱通知……………取通    |

【使用例】 [§701の34③(26)] は地方税法第701条の34第3項第26号を表す。

# 目 次

	ページ
I 事業所税の概要	
1 創設の趣旨	1
2 事業所税の使途	1
3 事業所税の課税団体	2
◇ 事業所税のしくみ	3
II 事業所税	
◎ 事業所税のフローチャート	4
1 課税対象	5
2 納税義務者	5
3 資産割の課税標準	6
◇ 月割計算等の方法（計算式）	8
◇ 特殊な納税義務者	9
4 資産割の免税点	10
5 資産割の税率	11
◇ 事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例	11
6 従業者割の課税標準	16
7 従業者割の免税点	17
8 従業者割の税率	18
◇ 従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）	19
9 非課税（資産割・従業者割共通）	22
10 課税標準の特例（資産割・従業者割共通）	24
11 減免（資産割・従業者割共通）	26
III 事業所税の申告と納付のあらまし	
◇ 申告のあらまし	27
1 事業所税の申告	28
2 事業所等の新設・廃止に関する申告	31
3 事業所用家屋の貸付に関する申告	31
IV 各種様式と申告書の記載例	
各種様式及び記載例等	
□ 事業所用家屋の貸付に関する申告書	33
□ 事業所等新設・廃止申告書	35



# I 事業所税の概要

## 1 創設の趣旨 [ § 701 の 30 ]

事業所税は、昭和50年度の地方税法の一部改正により目的税として新たに創設された税です。

この事業所税は、人口・企業の過度の集中に伴う交通問題、公害問題、廃棄物処理問題等の都市機能の低下に対処し、都市環境整備及び都市機能の回復改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、その趣旨は、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対し、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」や「従業者給与総額」という外形標準を課税標準として税負担を求めるものです。

なお、昭和51年度の税制改正により、課税団体が人口30万人以上の都市にまで拡大され、本市においてもこれを受けて昭和52年4月28日に課税団体として指定され、昭和52年10月1日から施行しています。

## 2 事業所税の使途 [ § 701 の 73 ]

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充当します。

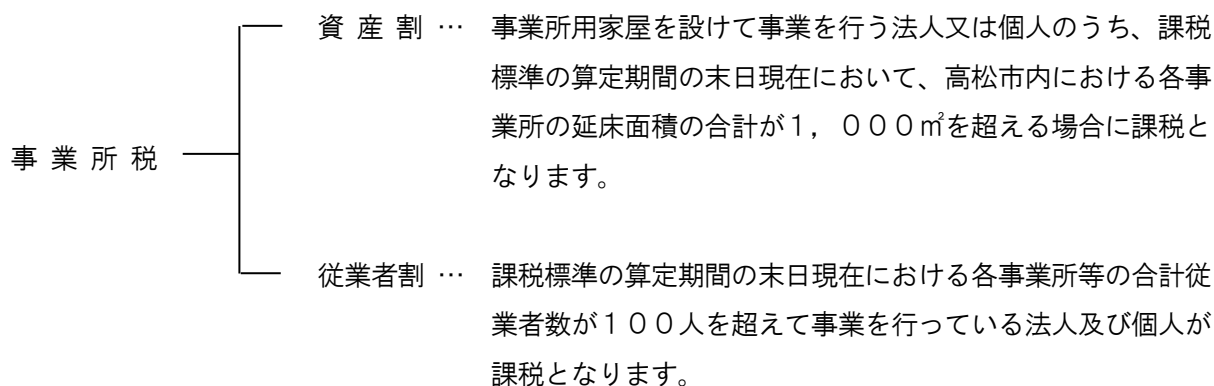
- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ・ 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ・ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ・ 河川その他の水路の整備事業
- ・ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ・ 病院、保育施設等その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ・ 公害防止に関する事業
- ・ 防災に関する事業
- ・ 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業（土地区画整理事業、都市再開発事業など）
- ・ 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- ・ 一団地の住宅施設（住宅に附帯する通路その他の施設を含む。）の整備事業
- ・ 流通業務団地の整備事業

### 3 事業所税の課税団体 [ § 701 の 31①(1)、政 56 の 15]

(平成30年12月1日現在、77団体)

- ・ 東京都 特別区の区域
- ・ 政令指定都市 札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- ・ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市 川口市、武蔵野市、三鷹市
- ・ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- ・ 上記以外で人口30万以上の市のうち政令で指定する市
  - (北海道地方) 旭川市
  - (東北地方) 秋田市、郡山市、いわき市
  - (関東地方) 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
  - (中部地方) 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市
  - (近畿地方) 四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、明石市
  - (中国地方) 倉敷市、福山市
  - (四国地方) 高松市、松山市、高知市
  - (九州・沖縄地方) 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

### 事業所税の構成



### 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人

## ◇ 事業所税のしくみ

事業所税には、事務所及び事業所（以下「事業所等」といいます。）の事業所用家屋床面積を課税対象とする「資産割」と、従業員の給与総額を対象とする「従業者割」で構成されています。

### ● 事業所税の構成

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 対 象	高松市内の事業所等で行う事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	各事業所等の事業所用 家屋の合計床面積	各事業所等に勤務する 従業員の合計給与総額
税 率	1㎡につき 600円	従業員の給与総額（円） × 0.25%
免 税 点	合計床面積 1,000㎡以下	合計従業者数 100人以下

※ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により課税標準の特例(控除)適用前で行います。

### ● 納税（申告納付）の方法

区 分	法人の場合	個人の場合
課 税 標 準 の 算 定 期 間	事業年度	1月1日～12月31日
申 告 納 付 期 限	事業年度終了日から2か月以内（※）	翌年の3月15日まで

※ 事業所税には申告期限の延長制度はありません。御注意ください。

### 事業所税の簡単な計算例

<高松市内に事業所が3か所ある場合>

	<b>A本店</b>	+	<b>B支店</b>	+	<b>C支店</b>	=	<b>合 計</b>
床面積	580㎡		250㎡		320㎡		1,150㎡
従業者数	43人		13人		30人		86人

[免税点の判定]

資産割 1,150㎡は、1,000㎡を超えるため課税対象となります。

従業者割 86人は、免税点（100人）以下のため課税対象となりません。

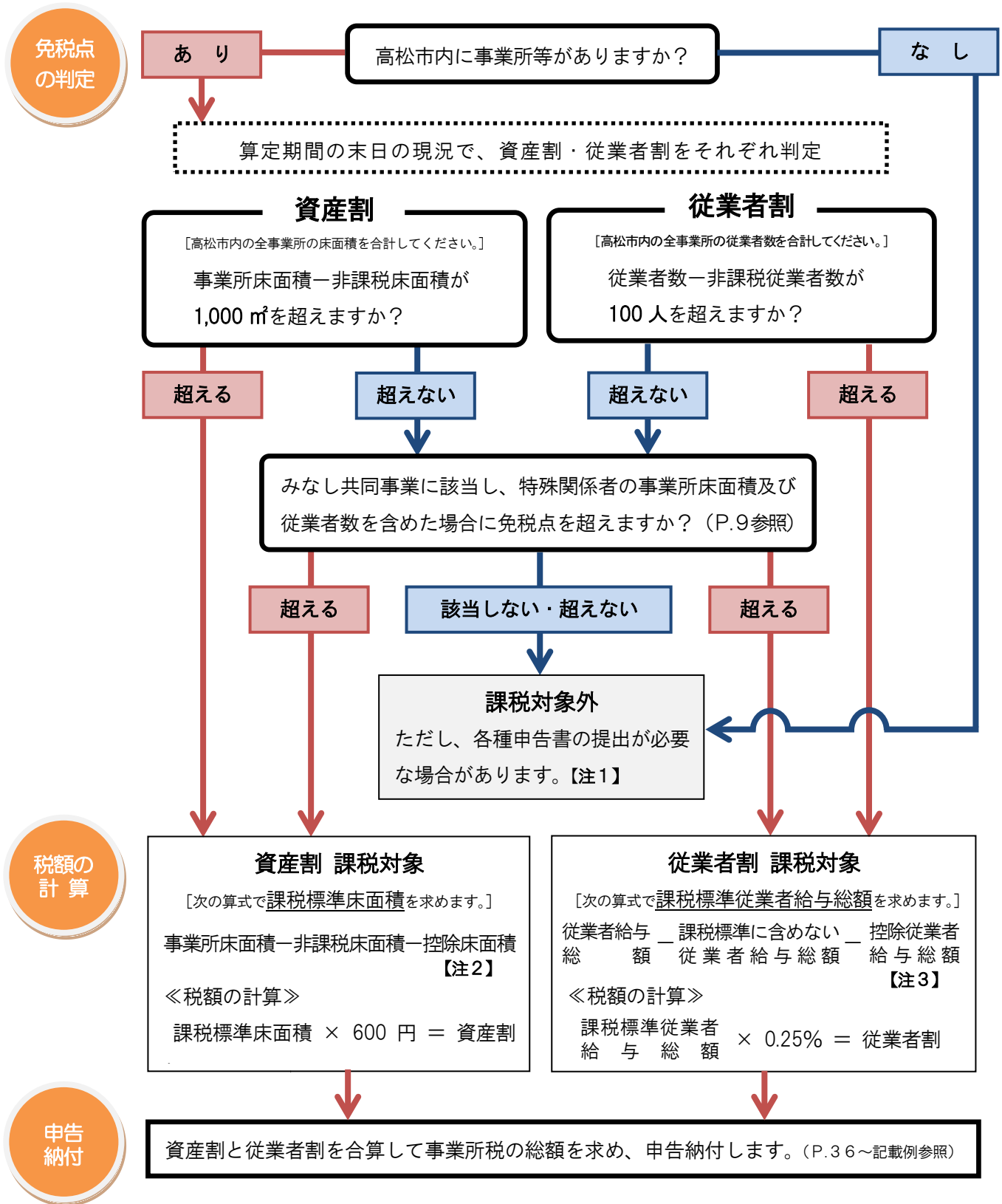
[税額の計算]

資産割 床面積 1,150㎡ × 600円 = 690,000円

※ 資産割と従業者割の免税点の判定は別々に判定されますので、資産割若しくは従業者割のどちらか一方だけについて課税になる場合もあります。

## Ⅱ 事業所税

### 事業所税のフローチャート



【注1】 ①市内の事業所合計床面積（非課税部分を含む）が800㎡以上の場合、②市内の従業者（非課税の者等を含む）が80人以上の場合、③前年に事業所税が課されていた場合は、申告書を提出してください。

【注2】 特例施設がある場合、特例施設床面積に特例割合を乗じて、控除床面積を求めます。

【注3】 特例施設がある場合、特例施設に係る従業者給与総額に特例割合を乗じて、控除従業者給与総額を求めます。



## 1 課税対象

事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。 [ § 701 の 32① ]

《説明》

◎ 事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。

事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所をさし、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的・物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。

(例：事務所、店舗、工場、倉庫等) [46 取通 1 章 1 節 6、取通 9 章 3(3)]

## 2 納税義務者

納税義務者は、高松市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。 [ § 701 の 32① ]

《説明》

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。 [ § 701 の 46、 § 701 の 47 ]

### (1) 実質課税の原則

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。 [ § 701 の 33 ]

### (2) 貸しビル等の場合の納税義務者

貸しビル等の一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者（テナント）が納税義務者となり、貸しビル等の貸主は当該貸付部分については、納税義務者となりません。これは、当該貸付部分が空室である場合も同じです。

貸しビル等の全部又は一部をテナントに貸し付けた場合は、当該貸主はその貸付状況を申告する必要があります。「事業所税 事業用家屋の貸付等申告書」（P 33・34）を提出してください。

[ § 701 の 52②、条 122②、取通 9 章 3(4)ア ]

### (3) 委託事業に係る納税義務者

委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実態（契約内容や事業所用家屋の使用・管理状況等）を把握して、現に事業を行っている者を判定する必要があります。

### (4) 人格のない社団等の納税義務

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなされ、納税義務者となります。（ただし、非収益事業は非課税となります。） [ § 701 の 32③ ]

### (5) 清算中の法人の納税義務

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められ、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。 [取通 9 章 3(4)ア]

### 3 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における高松市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積をいいます。 [ § 701 の 40、 § 701 の 31①(2)(4) ]

《説明》

◎ 課税標準の算定期間について [ § 701 の 40① ]

(1) 課税標準の算定期間とは

- ・ 法人にあつては事業年度（みなし事業年度を含む）
- ・ 個人にあつては1月1日～12月31日までの期間（ただし年の途中で事業を開始・廃止した場合は開始の日から又は廃止の日までの期間）をいいます。 [ § 701 の 31①(7)、(8) ]
- ・ 事業所税には延長制度はありませんので、事業年度終了後2か月以内が申告納付期限となります。

[ § 701 の 46① ]

(2) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合や課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合については「月割計算等の方法」（P8）をご参照ください。

◎ 事業所床面積 について

(1) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。 [ § 701 の 31①(4)、政 56 の 16 ]

(2) 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。 [ § 701 の 46① ]

(3) 家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意義です。登記の有無にかかわらず、建物登記簿に登録されるべき建物をいいます。 [ § 701 の 31①(4)、 § 341(3) ]

(4) 自己所有か賃貸かを問わず、現に使用している者の事業所として取り扱います。

なお、月極駐車場等を賃貸契約して使用している場合は、借りている者の事業所として取り扱います。

(5) 廊下等の直接事業の用に供しない部分も、住居用以外の施設は課税の対象となります。

(6) 床面積の取扱いと端数処理

原則として実測面積によりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積が、実測面積と同様であれば、それらの面積を事業所床面積として差し支えありません。

事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル(m<sup>2</sup>)を単位として計算し、1 m<sup>2</sup>の100分の1未満の端数は切り捨てます。

(7) 事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。

◎ 共用部分の取扱いについて

- (1) 共用部分とは、ひとつの家屋を2以上の事業者が使用する場合に、廊下・階段・エレベーター等の共同で使用する部分をいいます。
- (2) 共用部分がある場合、各事業者の事業所床面積は次の算式で求めます。(専用部分に加算する共用部分の床面積は、それぞれの部分ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て、端数処理を行います。)
- (3) 共用部分がある場合は、「共用部分の計算書(第44号様式別表4)」の提出が必要になります。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \left\{ \frac{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を共用する事業者のすべての専用部分の合計床面積}} \right\}$$

(※空室になっている専用部分の床面積も含まれます。)



【共用部分の計算の具体例】

(例1) 事業所等と事業所等に共用部分がある場合

(1) A事業所の床面積は

$$A + G \times \frac{A}{A + D}$$

(2) B事業所の床面積は

$$B + H \times \frac{B}{B + C + E + F}$$



(例2) 事業所等と居宅部分に係る共用部分がある場合

(1) A事業所の床面積は

$$A + G \times \frac{A}{A + D}$$

(2) C事業所の床面積は

$$C + H \times \frac{C}{B + C + E + F}$$

## ◇ 月割計算等の方法（計算式）

課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準は月割計算によって算定します。 [§ 701 の 40②③]

※算定期間の中途とは、課税標準の算定期間の開始日の翌日から当該期間の末日の前日までをいいます。したがって、算定期間の開始日に新設、又は末日に廃止した場合は、月割計算となりません。

新設日・廃止日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含み、原則、賃貸借期間の開始日・終了日となりますので御注意ください。

月割計算の計算式は次のとおりです

### ① 【課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設があった場合】

$$\left[ \begin{array}{l} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間} \\ \text{の末日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{課税標準の算定期間の末日の日} \\ \text{の属する月までの月数（注※）} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right]$$

### ② 【課税標準の算定期間の中途において事業所等の廃止があった場合】

$$\left[ \begin{array}{l} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日} \\ \text{の属する月から廃止の日の属す} \\ \text{る月までの月数（注※）} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right]$$

### ③ 【課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された場合】

$$\left[ \begin{array}{l} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \\ \text{（注※）} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right]$$

（注※） この月数が課税標準の算定期間の月数を超える場合は、課税標準の算定期間の月数としてください。

課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合や、事業の開始・廃止の場合、課税標準は次の計算式により算定します。 [§ 701 の 40①、③]

### 【例】 事業年度が6か月の法人・年の中途で事業を開始又は廃止した個人等

$$\left[ \begin{array}{l} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間} \\ \text{の末日現在における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12\text{か月}} \right] \rightarrow \text{この月数は、暦に従い計算し、1月に満たない場合は切り上げて1月とします。}$$

## ◇ 特殊な納税義務者

次のような場合は、それぞれが連帯納税義務者となります。

### 【共同事業の場合】

共同事業（みなし共同事業を除く）を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

	免税点判定	課税標準	その他
各共同事業者	当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、出資の額に応じた割合。）を乗じて得た面積又は人数。	免税点判定と同じ考え方。（「従業者数」「人数」は、「従業者給与総額」「金額」となる。）	全員が全額について連帯納税義務を負う。

[ § 10 の 2①、政 56 の 51①、政 56 の 75① ]

### 【みなし共同事業の場合】

事業者が親族・その他の特殊の関係のある個人又は同族会社等の特殊関係者を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する者の課税標準は、当該特殊関係者の事業を合算せず、各々単独に算定しますが、免税点の判定は、当該特殊関係者の事業を合算して行います。

	免税点判定	課税標準	その他
特殊関係者を有する者	本来の事業に係る事業所床面積又は従業者と、特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算した面積又は人数。	本来の事業に係る事業所床面積又は従業者給与総額。	特殊関係者の事業に係る事業所税について連帯納税義務を負う。
特殊関係者	本来の事業に係る事業所床面積又は従業者数	上に同じ	—————

[ § 701 の 32②、 § 10 の 2①、政 56 の 21、政 56 の 51②、政 56 の 75②、取通 9 章 3(4)ウ ]

## 4 資産割の免税点

資産割は、高松市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合には課税されません。 [ § 701 の 43① ]

### 《説明》

◎ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

この場合、「事業所床面積－非課税床面積」の床面積で判定します。なお非課税施設については、別冊「事業所税非課税対象施設・課税標準の特例対象施設一覧」の「非課税対象施設一覧表」を御参照ください。

・ 課税標準の算定期間については……………P.6

・ 事業所等に共用部分がある場合は、共用部分を含んだ面積で判定します。

共用部分の計算方法……………P.7

・ 課税標準の算定期間の中で免税点を超えた場合でも、課税標準の算定期間の全期間が課税されます。（課税標準の算定期間の中で新設された事業所等以外は月割課税にはなりません。）

【Q&A】 Q： 免税点は基礎控除と考えてよいでしょうか？

A： 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。

したがって、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,200 m<sup>2</sup>の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分(200 m<sup>2</sup>)のみではなく、全体の 1,200 m<sup>2</sup>が課税対象となるものです。

◎ 事業所を廃止、又は休止している場合等は、市民税課法人係 事業所税担当に御相談ください。

### 【廃止施設】

物も置いておらず、将来的にも使用する予定がないと認められる場合には、課税対象とならないことがあります。廃止施設として認定を受けた場合は、免税点の判定・課税標準ともに算入しません。

### 【休止施設】

休止施設とは、次のいずれも満たす施設のことをいいます。

(1) 現に使用されておらず、「いつでも操業ができる状態」にない施設

（遊休施設や季節的休止・断続的な休止の場合、対象には含めません。）

(2) 課税標準の算定期間の末日以前6か月以上、連続して休止していたと認められる施設

休止施設として認定を受けた場合、当該休止施設の床面積については、免税点判定には含めますが課税標準には含めません。

## 5 資産割の税率

資産割の税率は、事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円です。

[ § 701 の 42 ]

《説明》

- (1) 税額の計算方法については……………P.3  
 (2) 事業所床面積については……………P.6～8、11～15

### ◇ 事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例

事業所等の新設・廃止には一般的に次のような場合がありますが、その事例ごとに説明します。

No.	区分	具 体 的 な 事 例	参 照 ページ
①	新 設	高松市内に事業所等があり、さらに新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき	P.12
	廃 止	高松市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき	
②	新 設	他都市では事業を行っており、高松市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき	P.13
	廃 止	他都市では事業を継続するが、高松市内のすべての事業所等を廃止したとき	
③	新 設	事業を初めて開始し、高松市内に事業所等を新設したとき	P.14
	廃 止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき	
④	拡 張	高松市内の事業所等において増築等を行い、その事業所等の床面積が増えた場合	P.15
	縮 小	高松市内の事業所等において建物の一部取り壊し等を行い、その事業所等の床面積が減った場合	

①	新 設	高松市内に事業所等があり、さらに新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき
	廃 止	高松市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき

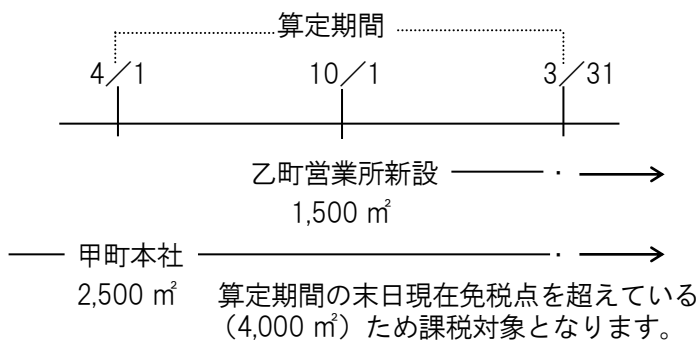
《説明》 (※月割計算はP.8の①②をご参照ください。)

事業そのものは継続して行っているため、新設・廃止になった事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設(廃止)した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

【新設の事例】

A社は高松市甲町に本社があり事業を行っていたが、10/1に高松市乙町に営業所を新設した。

・決算：3/31 ・本社床面積 2,500 m<sup>2</sup> ・営業所床面積 1,500 m<sup>2</sup>



[営業所の月割計算]

(11月～3月)

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{5}{12} = 625 \text{ m}^2$$

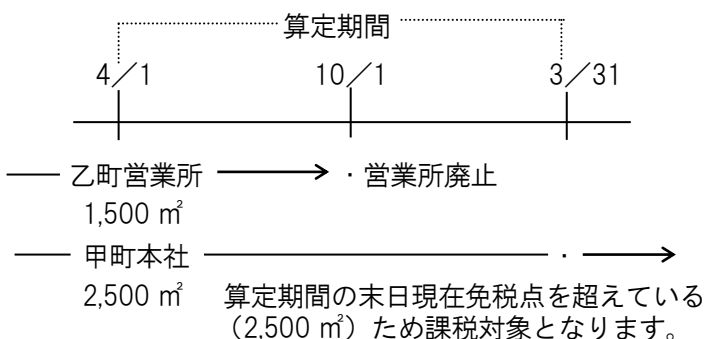
[課税標準となる事業所床面積]

・ 本店の床面積	……	2,500 m <sup>2</sup>
・ 営業所の床面積	……	625 m <sup>2</sup>
合 計		3,125 m <sup>2</sup>

【廃止の事例】

高松市甲町にあるA社は、高松市乙町の営業所を10/1に廃止した。

・決算：3/31 ・本社床面積 2,500 m<sup>2</sup> ・営業所床面積 1,500 m<sup>2</sup>



[営業所の月割計算]

(4月～10月)

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{7}{12} = 875 \text{ m}^2$$

[課税標準となる事業所床面積]

・ 本店の床面積	……	2,500 m <sup>2</sup>
・ 営業所の床面積	……	875 m <sup>2</sup>
合 計		3,375 m <sup>2</sup>



②	新 設	他都市では事業を行っており、高松市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき
	廃 止	他都市では事業を継続するが、高松市内のすべての事業所等を廃止したとき

《説明》 (※月割計算はP.8の①②を御参照ください。)

[新設の場合]

事業そのものは継続して行っているため、「課税標準の算定期間の中途において高松市内に事業所等を新設した場合」に該当し、月割計算によって算定します。

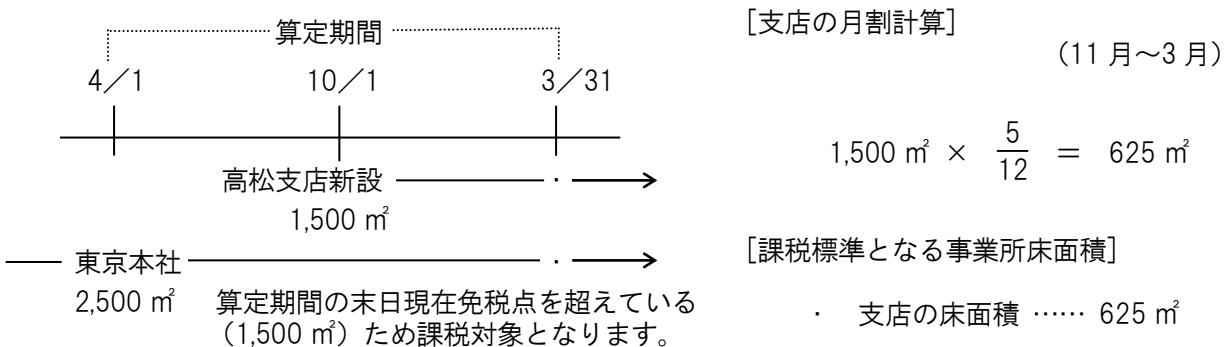
[廃止の場合]

事業そのものは継続して行っていますが、課税標準の算定期間の末日には高松市内に事業所等が存在しないため免税点以下(1,000㎡以下)となり、課税されません。

【新設の事例】

A社では、東京で事業を行ってきたが、このたび新たに高松支店を開設した。

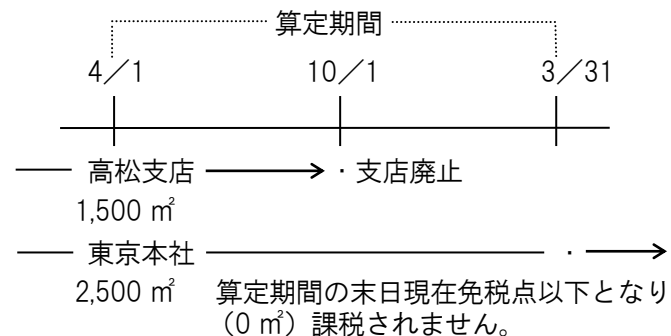
・決算：3/31 ・支店開設日：10/1 ・支店床面積 1,500㎡



【廃止の事例】

A社では、東京で事業を行ってきたが、高松支店を10/1に廃止した。

・決算：3/31 ・支店床面積 1,500㎡



③	新 設	事業を初めて開始し、高松市内に事業所等を新設したとき
	廃 止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき

《説明》

この事例の場合の注※ 課税標準の算定期間は「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」又は「事業年度の開始の日から事業の廃止の日まで」となります。

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合」に該当し、次の算式により求めます。

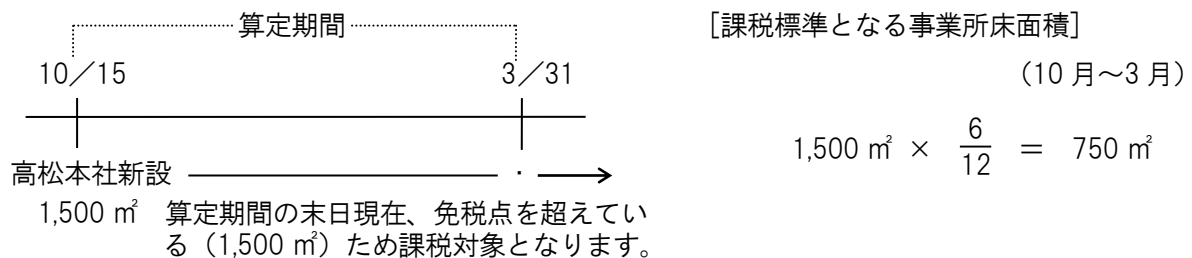
$$\left[ \begin{array}{l} \text{算定期間の末日に} \\ \text{おける事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12 \text{ か月}} \right]$$

この月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り上げ1月とします。

【新設の事例】

A社は10/15に初めて事業を開始し、高松市内に本社事務所を新設した。

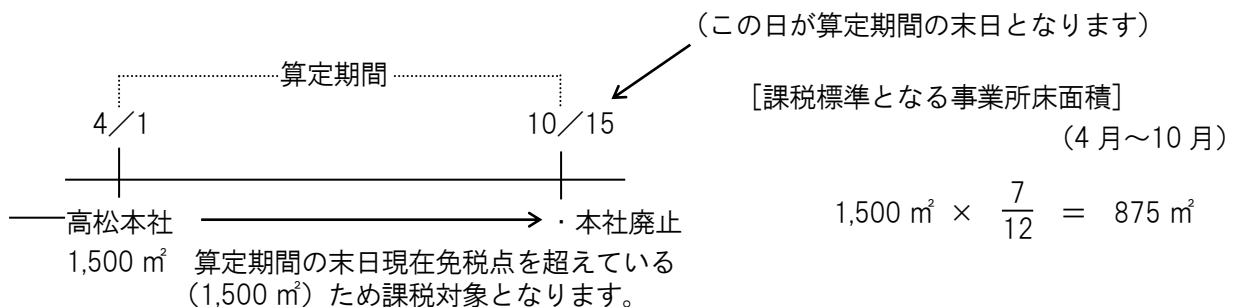
・決算：3/31 ・本社床面積 1,500㎡



【廃止の事例】

A社は10/15に事業を廃業し、高松市内の本社を廃止した。

・決算：3/31 ・本社床面積 1,500㎡



【注】※ 課税標準の算定期間とは、法人にあつては事業年度（みなし事業年度を含む。）、個人にあつては1月1日～12月31日までの期間（ただし、年の途中で事業を開始した場合は開始の日から、廃止した場合は廃止の日までの期間）をいいます。

- ・ 算定期間の末日とは → 法人：事業年度（みなし事業年度を含む。）の末日  
個人：12月31日又は事業廃止の日

④	拡張	高松市内の事業所等において増築等を行い、その事業所等の床面積が増えた場合
	縮小	高松市内の事業所等において建物の一部取り壊し等を行い、その事業所等の床面積が減った場合

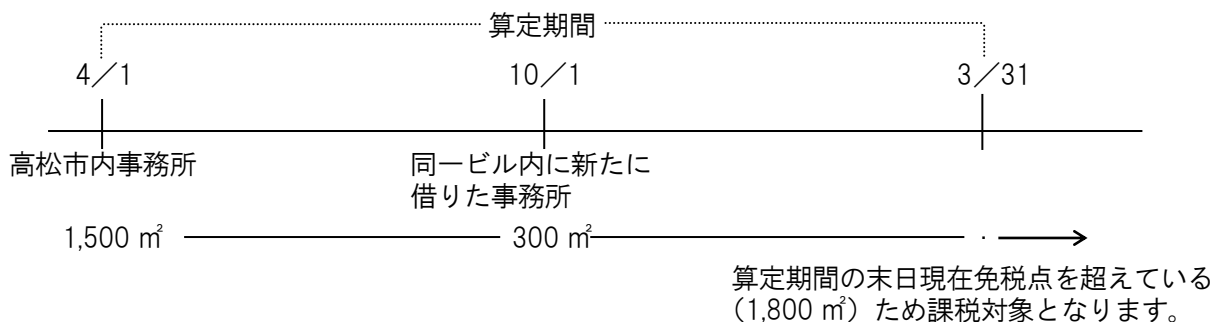
《説明》

事業所内における建物の床面積の異動は、事業所の新設・廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【拡張の事例】

A社は高松市内の貸し事務所で事業を行っていたが、10/1に同一ビル内に新たに事務所を借り増した。

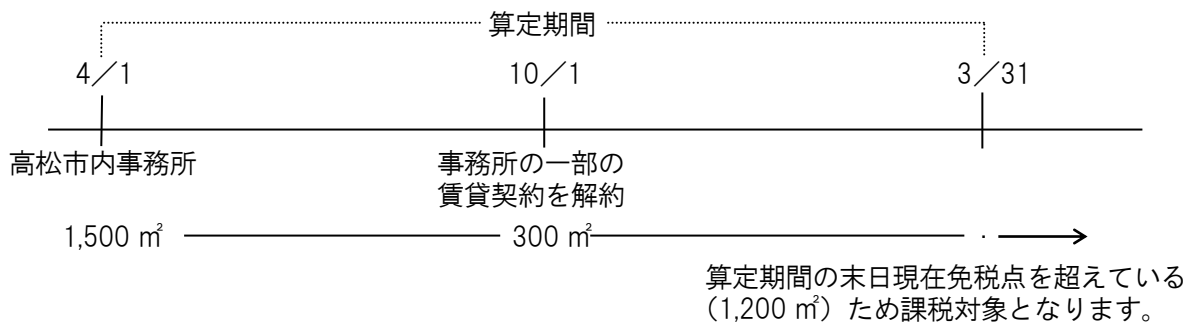
- ・ 決算：3/31
- ・ 事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup> + 新たに借りた事業所床面積 300 m<sup>2</sup> = 1,800 m<sup>2</sup>[課税標準となる床面積]



【縮小の事例】

A社は高松市内の貸し事務所で事業を行っていたが、10/1に事務所の一部の賃貸契約を解約した。

- ・ 決算：3/31
- ・ 事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup> - 賃貸契約を解約した床面積 300 m<sup>2</sup> = 1,200 m<sup>2</sup>[課税標準となる床面積]



## 6 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、高松市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。 [ § 701 の 31①(3)(5) 、 701 の 40① ]

### ＜説明＞

#### ◎ 課税標準の算定期間

法人の場合は事業年度を、個人の場合は課税期間（1月1日から12月31日まで）をいいます。

#### ◎ 従業者

一般従業者のほか、役員（使用人兼役員を含む）、日々雇用する臨時従業者、出向社員などを含みます。ただし、障害者（役員以外）及び年齢65歳以上の者（役員以外）は除かれます。

#### ◎ 従業者給与総額

(1) 課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい、具体的には次のとおりです。

##### 【従業者給与総額に含まれるもの】

- ・ 給料 ・ 賃金 ・ 賞与 ・ 俸給 ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 時間外勤務手当
- ・ 所得税の取扱上課税とされる通勤手当 ・ 現物給与
- ・ 経理上未払金として損金経理されている給料等
- ・ 事業専従者がいる場合は、当該事業専従者控除額

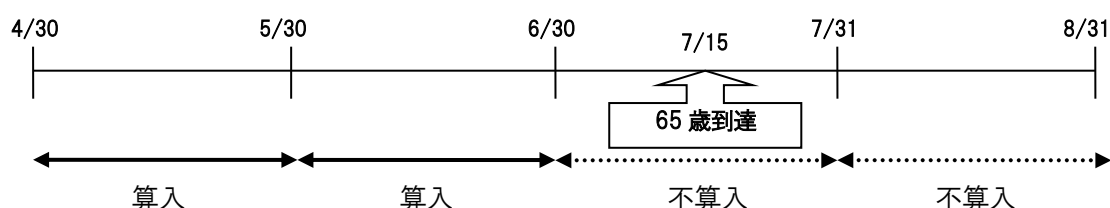
##### 【従業者給与総額に含まれないもの】

- ・ 退職給与金 ・ 年金 ・ 恩給
- ・ 所得税の取扱上非課税となる給与（通勤手当の一部等）
- ・ 役員に対する利益処分による賞与等

#### (2) 年齢等の判定について

障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定についても、これらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により行います。したがって、給与の算定期間の末日現在では64歳で、給与の支給日に65歳である場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることになります。

(例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌月の20日の場合



※ 6月分給与（7月20日支給分）は算入し、7月分給与から算入しない。

## 7 従業者割の免税点

従業者割は、高松市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合は課税されません。 [ § 701 の 43① ]

### 《説明》

(1) 従業者割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(2) 従業者の勤務形態によって免税点判定に含まれるものと含まれないものがあります。

「従業者の範囲一覧表」……………P.19～20 [取通9章3(6)イ]

(3) 課税標準の算定期間を通して従業者の数に著しい変動がある場合

・ 課税標準の算定期間を通して従業者の数に著しい変動がある事業所等については、次の計算式により算出された数を算定期間の末日の従業者数とみなします。

$$\text{課税標準の算定期間の末日の従業者数} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数の合計}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

[ § 701 の 43④ ]

・ 従業者の数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間中の各月の末日現在の従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。

[政56の73①]

・ 課税標準の算定期間中途に廃止された事業所等は、従業者の数に著しい変動がある事業所等には該当しません。(課税標準の算定期間の末日の従業者数は0人です。)

### 【例】

A社：事業年度4/1～3/31 (3/31現在の従業者の状況……従業者合計115人)

① 役員	-----	10人	} ③、④は課税対象とならないため、 90人<100人で免税点以下となります。
② 一般従業者	-----	80人	
③ 65歳以上の従業者	-----	15人	
④ 非課税施設に係る従業者	-----	10人	

## 8 従業者割の税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の 100 分の 0.25 (0.25%) です。

[ § 701 の 42 ]

【例】 従業者 150 人の給与総額が 600,000,000 円の場合

	(課税標準額)	(税率)	(税額)
従業者割額	600,000,000 円	× 0.25%	= 1,500,000 円

◇ 従業員の範囲一覧表（免税点と課税標準）

従業員の区分		免税点の判定における 従業員の範囲	課税標準における 従業員給与総額の範囲	備考
役員	無給の役員	従業員に含めない		
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業員給与総額に含める	
	役員・使用人兼務の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
役員以外の年齢65歳以上の者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	当該年齢に達した月以降の給与を控除
役員以外の障害者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
パートタイマー		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	6時間以下
日々雇用等の臨時的従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
中途転勤者		課税標準の算定期間の末日に勤務する事業所等の従業員に含める	市内の事業所等での勤務に対する給与等は従業員給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業員給与総額に含める	
高松市外の事業所等への派遣		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

従業者の区分	免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
高松市外へ出張	従業者に含める	従業者給与総額に含める	長期出張又は派遣と同様と認められる場合は含めない
保険の外交員	所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣労働者	派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	
雇用改善助成対象者	従業者に含める	給与等の1/2を従業者給与総額に含める	
事業専従者	従業者に含める	事業専従者控除額を従業者給与総額に含める	
非課税施設の従業者	課税標準の算定期間の末日に非課税に該当する従業者は含めない	非課税規定の適用を受ける期間に支払う給与等は従業者給与総額に含めない	

《説明》

(1) 障害者

所得税、住民税において障害者控除の対象となる人をいいます。

(2) パートタイマー

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的な雇用期間の長短ではなく、当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（1日平均勤務時間6時間以下のもの）をすることとして雇用されているものであり、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること（時間給であること）を要します。

(3) 中途転勤者

課税標準の算定期間において、本市内の事業所等と他市との事業所等の間で転勤した者がある場合は、本市内の事業所等に勤務する間の給与等のみを従業者給与総額に含みます。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。したがって、給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に



他市の事業所等に勤務している場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることになります。

賞与については、原則として、支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に含みません。

(4) 出向

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向先企業にあり、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(5) 派遣

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

(6) 出張

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

なお、長期出張とは課税標準の算定期間を超えて出張している場合をいいます。

(7) 派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。

(8) 雇用改善助成対象者

年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で一定のものをいいます。

事業所等の従業者に雇用改善助成対象者がいる場合、その者の給与等の額の2分の1に相当する額は、課税標準の特例の適用により、従業者給与総額から控除されます。

1	雇用保険法、又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令の規定に基づき、高年齢者、心身障害者その他就職が特に困難な者の雇用の機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	雇用保険法、又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

## 9 非課税 [資産割・従業者割共通]

非課税とは、地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。事業所税における非課税施設の範囲は、別冊「事業所税非課税対象施設・課税標準の特例対象施設一覧」の「非課税対象施設一覧表」を御参照ください。

[§701の34、§附則32の3等]

### 《説明》

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

人的非課税とは、事業を行う者の人格に着目し、また用途非課税とは、施設の用途に着目し、それぞれ非課税とするものです。

なお、用途非課税については、別冊の「事業所税非課税対象施設・課税標準の特例対象施設一覧」に掲載している用途以外に供される場合は、非課税対象とはなりません。

### ◎ 福利厚生施設の例

#### (1) 食堂・娯楽室・診療室・体育館・理髪室等

一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、勤労者の福利厚生施設に該当します。

#### (2) 更衣室・仮眠室・休憩室・宿泊室・図書室等

事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合とが考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用実態等を勘案して判定します。

したがって、当該施設が業務用施設と認められる場合は福利厚生施設に該当しません。

#### (3) 社員寮・社宅

人の居住の用に供するものであるため、事業所用家屋に該当せず、課税対象とはなりません。

#### (4) 研修所

一般的には事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。

### ◎ 消防用設備、防災施設について（特定防火対象物にのみ適用されます。）

これらの設備・施設は建築基準法及び消防法の規定を基に判定を行いますので、消防検査時の届出資料の提示を必要とする場合があります。

## ◎ 非課税の適用判定日

- (1) 非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。 [§ 701 の 34⑥]
- (2) 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が非課税規定の適用を受ける事業かどうかにより判定します。 [取通 9 章 3(5)㊦]
- (3) 従業者割の従業者給与総額の算定においては、非課税規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が非課税となります。

## ◎ 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下・階段等を共有している場合、その共用部分は課税標準床面積に含まれます。

【例】社員食堂（非課税施設）に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。

## ◎ 非課税の適用

- (1) 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている場合の非課税の適用

収益事業と収益事業以外とを併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

[政 56 の 23]

- (2) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法

非課税規定の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

[政 56 の 49]

## 10 課税標準の特例〔資産割・従業者割共通〕

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。

事業所税における課税標準の特例施設の範囲は、別冊「事業所税非課税対象施設・課税標準の特例対象施設一覧」の「課税標準の特例対象施設一覧表」を御参照ください。

[§ 701 の 41、§ 附則 33 等]

### 《説明》

事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に、人的特例と用途特例があります。

課税標準の特例規定が適用される場合、各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除されます。

#### 【例】 心身障害者多数雇用事業所の場合

A 棟は心身障害者を多数雇用する事業所である。

・ 事業所床面積 1,800 m<sup>2</sup>    ・ 特例控除割合 2 分の 1    ・ 控除面積  $1,800 \text{ m}^2 \times \frac{1}{2} = 900 \text{ m}^2$

[計算式] ( 事業所床面積 - 控除面積 ) × ( 税率 ) = ( 資産割額 )  
( 1,800 m<sup>2</sup> - 900 m<sup>2</sup> ) × 600 円 = 540,000 円

※ 免税点の判定は課税標準の特例規定を適用する前の事業所床面積 (1,800 m<sup>2</sup>) を基準として判定し、この例では免税点を超えます。したがって、2 分の 1 控除後の 900 m<sup>2</sup> が課税標準床面積となります。

### ◎ 課税標準の特例の判定日

- (1) 特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。 [§ 701 の 41③]
- (2) 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が特例規定の適用を受ける事業かどうかにより判定します。 [取通 9 章 3(7)イ]
- (3) 従業者割の従業者給与総額の算定においては、特例規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が特例控除されます。

### ◎ 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

◎ 課税標準の特例の適用

特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。 [政 56 の 67]

◎ 課税標準の特例規定の重複規定

課税標準の特例規定のうち、2つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。 [政 56 の 71 等]

適用順位	適用条件
1	地方税法 701 条の 41 第 1 項
2	地方税法 701 条の 41 第 2 項

【注】(1) 適用順位に従い、1 の規定の適用後の課税標準を基礎として、順次つぎの規定が適用されます。

(2) 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の各号の重複適用は行いません。

## 11 減免 [資産割・従業者割共通]

本市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、高松市市税条例（第124条）によって、減免措置を講じています。

### ＜説明＞

#### ◎ 減免の対象範囲と減免割合

減免の対象範囲と減免割合は、別冊「事業所税非課税対象施設・課税標準の特例対象施設一覧」の「事業所税の減免について」を御参照ください。

#### ◎ 減免の手続

減免を受けようとする場合は、法定納期限までに「事業所税減免申請書」の提出が必要です。

この場合、減免を受けようとする事由を証する書類・資料を添付していただきますので、該当すると思われる場合は、市民税課法人係 事業所税担当まで御相談ください。

#### ◎ 減免の判定日

- (1) 減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
- (2) 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等においては、廃止直前に行われていた事業が減免規定の適用を受ける事業かどうかにより判定します。
- (3) 従業者割の従業者給与総額の算定においては、減免規定の対象となる事業所等に係る期間に支払われた給与等が減免されます。

### Ⅲ 事業所税の申告と納付のあらまし

事業所税の申告には、おおきく次の3種類があります。

- |  |   |                         |
|--|---|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所税の申告</li> <li>② 事業所等の新設・廃止申告</li> <li>③ 事業所用家屋の貸付申告</li> </ul> | } | それぞれの申告のあらまきは、下表のとおりです。 |
|--|---|-------------------------|

#### ◇ 申告のあらまし

申告区分		申告者	要件	申告期限	提出先	使用帳票
①	事業所税	事業を行う者	事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合 又は合計従業者数が100人を超える場合	<法人> 事業年度（みなし事業年度を含む。）終了の日から2か月以内  <個人> 翌年3月15日まで（年途中で事業を廃止した場合は…P.28）	市民税課 法人係	申告書 44号様式 別表1～4
	免税点以下の申告		事業所等の合計床面積が800㎡以上の場合 又は合計従業者数が80人以上の場合 前年に事業所税が課されていた場合			
②	事業所等に関する新設・廃止申告	事業を行う者	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から1か月以内		事業所等 新設・廃止 申告書 又は法人異 動届出書
③	事業所用家屋に関する貸付申告	事業所用家屋の貸し付けを行う者の	事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている場合	貸し付けることとなった日から1か月以内	事業所用家屋の貸付に関する申告書	

# 1 事業所税の申告

## ◎ 申告義務者とは

申告義務者は、高松市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次のいずれかの要件に該当する者です。

### 【申告納付が必要なケース】 ————— [ § 701 の 43①、§ 701 の 46②、§ 701 の 47② ]

課税標準の算定期間の末日現在において

- ① 高松市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く）が1,000㎡を超える場合
- ② 高松市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを除く）が100人を超える場合

### 【申告のみ必要なケース】 — [ § 701 の 46③、§ 701 の 47③、条 1 1 9④、条規 1 2 ]

- ① 前事業年度（法人）又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在するすべての事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを含む）が800㎡以上1,000㎡以下の場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在するすべての事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを含む）が80人以上100人以下の場合

## ◎ 申告納付期限

- ・法人……………事業年度終了の日から2か月以内 [ § 701 の 46①、条 119① ]
- ・個人……………翌年の3月15日まで【※】 [ § 701 の 47①、条 119② ]

【※】 ① 年の中で事業を廃止した場合は、その廃止の日から1か月以内

② 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4か月以内

## ◎ 必要提出物と提出先

「事業所税の申告書（第44号様式、別表1から4まで）」を市役所 市民税課 法人係へ提出してください。

◎ 申告書の記載例 …………… P. 36～41を御参照ください。

◎ 納付場所（※ 納付書の裏面にも記載しています。）

高松市指定金融機関、高松市指定代理金融機関、高松市収納代理金融機関、四国4県内の郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）・郵便局、市役所 納税課及び各総合センター・支所・出張所



◎ 修正申告・更正の請求

(1) 修正申告

【既に確定した課税標準又は税額が過少であった場合の申告】

既に確定した課税標準又は税額が過少であったため、不足税額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

(2) 更正の請求

【既に確定した課税標準又は税額が過大であった場合の手続き】

申告書に記載した課税標準又は税額の計算が法令の規定にしがたっていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、法定納期限から5年以内に限り更正の請求ができます。ただし、法定納期限が平成23年12月2日以前に終了する事業年度の申告分については、法定納期限から1年以内となります。

なお、更正請求を行う際は、更正の請求書等の提出が必要です。 [§20の9の3]

◎ 端数の処理

- (1) 税 額 ..... 資産割・従業者割の合計で100円未満の端数切捨
- (2) 事業所床面積 ..... 1㎡の1/100未満の端数切捨
- (3) 従業者給与総額 ..... 1円未満の端数切捨
- (4) 課税標準となる従業者給与総額 ..... 1,000円未満の端数切捨

◎ 延滞金

[§701の59、§701の60]

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6%(一定の期間は7.3%【※1】)の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

(1) 期限内申告の場合は、納期限後1か月を経過するまでの期間	
(2) 期限後申告又は修正申告後1か月を経過するまでの期間	年7.3%
(3) 更正又は決定の場合は、更正又は決定による指定納期限（更正又は決定の通知をした日から1か月を経過する日）後1か月を経過する日までの期間	【※1】
(4) 上記(1)、(2)、(3)の後の期間	年14.6% 【※2】

【※1】 ■令和3年1月1日以後の割合

延滞金特例基準割合（※3）に年1%を加算した割合

■平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合

特例基準割合（※4）に年1%を加算した割合

【※2】 ■令和3年1月1日以後の割合

延滞金特例基準割合（※3）に7.3%を加算した割合

■平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合

特例基準割合（※4）に年7.3%を加算した割合

※3 延滞金特例基準割合：租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合

※4 特例基準割合：当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合

### ◎ 加算金

過少な申告をしたり、申告納付期限までに申告書の提出をしなかったとき等は、延滞金の他に次のような加算金がかかります。

#### (1) 過少申告加算金 [§701の61①]

申告した税額が、本来申告すべき金額よりも少なかった場合、原則として増加させた税額の10%が過少申告加算金として課されます。また、増額税額が、申告税額と50万円のいずれか多い方の金額を超える場合は、さらにその超過金額の5%も徴収されます。

＜過少申告加算金の算式＞

更正による不足税額 …………… A

提出のあった申告書の税額又は50万円のいずれか多い額 …………… B

① A < Bの場合  $A \times \frac{10}{100}$

② A > Bの場合  $A \times \frac{10}{100} + (A - B) \times \frac{5}{100}$

※ただし、当該更正が行われる前に、納税義務者が自らその不足税額分について修正申告された場合には、過少申告加算金はかかりません。

#### (2) 不申告加算金 [§701の61②]

正当な理由がないのに提出期限までに申告書を提出しなかった場合に、不申告加算金が課せられます。具体的には、次の場合が不申告加算金の対象となります。

- ① 期限後に申告書が提出されたとき、又は申告書の提出がない場合で調査によって課税標準額及び税額の決定があったとき。
- ② 期限後に申告書が提出され、その後において修正申告書が提出されたとき、又は調査によって課税標準額又は税額の更正があったとき。
- ③ 申告書が提出されないために調査によって課税標準額及び税額の決定があった後において、修正申告書の提出があったとき、又は調査によって課税標準額又は税額の更正があったとき。

これらの場合には、原則として納付すべき税額の15%が不申告加算金として課せられます。

また、当該納付税額が50万円を超えるときは、その超過金額の5%も徴収されます。

この過少申告加算金と不申告加算金は、故意であるかどうかを問わず、その事実が判明したときに課せられるものです。

#### (3) 重加算金 [§701の62①、②]

申告額が過少であるとき、また不申告であることにつきその事実が仮装又は隠ぺいという不正な行為に基づくものであるときは、過少申告加算金や不申告加算金に代えて徴収する重加算金があります。

ここでの「仮装」とは、売買を仮装するなど故意に事実を作ることであり、「隠ぺい」とはその逆で二重帳簿をつけるなどして、故意に事実を隠すような場合をいいます。

過少申告加算金に代えて課される場合の重加算金は、不正事実に基づき算出した税額の35%が課せられ、また、不申告加算金に代えて課される場合には更に重く、40%が課せられます。

(4) 加算金の特例 [ § 701 の 61⑤ ]

期限後に申告された場合や修正申告書が提出された場合に、それが更正や決定があるだろうということを知りながら提出されたものである場合は、過少申告加算金は徴収されず、不申告加算金は税額の5%となります。また、このとき重加算金は徴収されません。

## 2 事業所等新設・廃止に関する申告

◎ 申告義務者 [ § 701 の 52①、条 122① ]

申告義務者は、高松市内において事業所等を新設・廃止した者です。

◎ 申告期限

事業所等を新設・廃止した日から1か月以内に申告してください。

◎ 申告書と申告書提出先

「事業所等新設・廃止申告書」(P. 35)を市役所市民税課 法人係へ提出してください。

## 3 事業所用家屋の貸付に関する申告

この「事業所用家屋の貸付等申告書」は、当該事業所用家屋の延床面積のうち貸し付けている部分に係る床面積が、所有者の事業所税(資産割)の対象にならない事を示すとともに、貸し付けている各テナントの高松市内における事業所床面積の合計が1,000㎡を超えるかどうかを判定する際に必要となる申告書です。

◎ 申告義務者 [ § 701 の 52②、条 122② ]

申告義務者は、事業所用家屋の全部、又は一部をテナント等に貸し付けている人です。賃貸契約の変更等により、テナント等の貸付床面積が増減した場合にも申告が必要です。

◎ 申告期限

新たに貸付を行うこととなった事業所用家屋については、その貸し付けることとなった日から、1か月以内に申告してください。貸付床面積が増減した場合には、その異動が生じた日から1か月以内に申告してください。

◎ 申告書と申告書提出先

「事業所用家屋の貸付等申告書」(P. 33・34)を市民税課法人係へ提出してください。

## IV 各種様式と申告書の記載例

### 参考

#### ◎ 各種様式

- 事業所用家屋の貸付等申告書
- 事業所等新設・廃止申告書

#### ◎ 申告書の記載例

事業所税申告書の記載例

様式第71号 (第23条関係)

事業所税 事業所用家屋の貸付等申告書

		管理番号			
年 月 日 (宛先)高松市長	申 告 者	住所 (本店所在地)			
		氏名 (名称)			
		法人番号			
		代表者氏名			
		この申告に応答する者の氏名及び電話番号 (電話 )			
地方税法第701条の52第2項及び高松市市税条例第122条第2項又は第3項の規定により、次のとおり申告します。					
家屋の所在地		建物の名称			
構造・階数		用 途			
家屋番号		防火対象物の用途番号			
家屋の延床面積 (②+⑤+⑥+⑦)		①	m <sup>2</sup>		
専用部分 の床面積  (②+⑤)	事業所等専用床面積		② m <sup>2</sup>		
	②に係る屋内駐車場面積		③ m <sup>2</sup>		
	③に係る駐車場の収容台数		④ 台		
	住居用部分に係る床面積		⑤ m <sup>2</sup>		
共用部分 の床面積  (⑥+⑦)	非課税以外に係る共用床面積 (按分対象となる共用床面積)		⑥ m <sup>2</sup>		
	非課税に係る共用床面積		⑦ m <sup>2</sup>		
	⑦ の内訳	特定防火対象物である 場合の消防用設備等	消防用設備等に係る共用床面積	⑧ m <sup>2</sup>	
			防災に関する施設等	全部非課税	⑨ m <sup>2</sup>
				1/2非課税	⑩ m <sup>2</sup>
⑧~⑩以外の非課税施設等		⑪	m <sup>2</sup>		

貸し付けている事業所用家屋の明細			
階	使用者の住所又は本店所在地	貸付等年月日	専用床面積 ⑬
	使用者の氏名又は名称	事由	共用床面積 (⑥×⑬/②) ⑭
			駐車場床面積 (③×⑫/④) ⑮
		駐車場の使用台数⑫	事業所床面積 (⑬+⑭) ⑯
		年 月 日	m <sup>2</sup>
		貸付、変更、解約	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
		台	m <sup>2</sup>
		年 月 日	m <sup>2</sup>
		貸付、変更、解約	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
		台	m <sup>2</sup>
		年 月 日	m <sup>2</sup>
		貸付、変更、解約	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
		台	m <sup>2</sup>
		年 月 日	m <sup>2</sup>
		貸付、変更、解約	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
		台	m <sup>2</sup>
		年 月 日	m <sup>2</sup>
		貸付、変更、解約	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
		台	m <sup>2</sup>

(注) 事業所用家屋を貸付けている人は、貸付けを開始した日又はその貸付けに関して申告した事項に異動が生じた日から1月以内に申告してください。



管理番号	
------	--

事業所等 <sup>新設</sup> 申告書 <sup>廃止</sup>		年 月 日
(宛先) 高松市長		

申告者	住所 又は 所在地	本店			
		支店			
	氏名又は名称				
	法人番号				
	法人の 代表者氏名				
	電話番号		営業種目		

次の事業所等を<sup>新設</sup>したため、地方税法第701条の52第1項及び高松市市税条例第122条第1項の規定により申告します。

新設 した事業所等 廃止	所在地		事業年度又は課税期間	年 月 日から 年 月 日まで
	名称		新設又は 廃止年月日	年 月 日
	事業所 床面積		m <sup>2</sup>	従業者数

(注) 事業所等の新設又は廃止の日から1月以内に申告してください。